

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成○年○月に会社B工場（以下「B工場」という。）に異動となったが、平成○年○月からは、C所在のB工場D分室（以下「D分室」という。）に配属されて、半導体開発に係る業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成○年○月○日頃、入水自殺を図り、同月○日、海上で死亡しているところを発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成○年○月○日（推定）、直接死因：溺死疑」とされている。
- 3 請求人は、被災者の死亡は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件各処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件各処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者に発病した精神障害の有無及び発病時期について、専門部会は、平成○年○月○日付け意見書において、被災者は、ICD-10診断ガイドラインに照らし、平成○年○月初旬頃に「F32.0 軽症うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと診断され、その後、症状が悪化し、平成○年○月○日には、「F32.1 中等症うつ病エピソード」になったと診断される旨の意見を述べており、被災者の症状経過等に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

なお、請求人は、平成○年○月初旬頃には種々の症状が現れてはいるが、前駆的な症状にすぎず、精神障害の症状とはみられないから、被災者の精神障害発病時期は平成○年○月○日の失踪直前であるというべきである旨主張している。しかしながら、専門部会の意見は、被災者には、平成○年○月初旬頃から、その程度は軽いものの、思考力低下、睡眠障害、食欲低下などのうつ状態が見られ出したとして、医学的見地から、同月初旬頃に、本件疾病を発病したと判断されたものであり、一方、請求人側の主張は、被災者の妻から見て明らかに異常性を感じるようになった平成○年○月○日の週である同月○日の失踪直前頃を発病時期とすべきであるとしているが、その主張は、医学的な根拠に基づくものとは認め難く、これを採用することはできない。

- (2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策

定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人は、被災者の労働時間について、パソコンのログ記録を基に、被災者の失踪前6か月間の1か月当たりの時間外労働時間を集計すると、11時間30分から68時間53分となり、これは極めて長い時間外労働時間であると主張するとともに、業務による心理的負荷となる出来事として、①平成○年○月にD分室への異動内示を受け、会社が重要分野と位置付けていたLEDに関する新規事業に参加することとなったこと、②当該事業に参加することとなったことで、業務内容が従前と変化しただけでなく、その業務量も増大したこと、③平成○年○月にD分室に異動となり、転居を伴う転勤をしたこと、④転勤直後の平成○年○月○日から同月○日までE国に出張したことなどを主張している。

ア 被災者の労働時間について、監督署長は、勤務表に記載された始業・終業時刻やパソコンのログ記録によるノートパソコンの使用時間のほか、会社関係者の申述を踏まえて集計しており、これは客観的な資料に基づくものであって、被災者の就労実態をほぼ正確に反映したものであると判断し得るから、当審査会としても、当該集計時間をもって被災者の労働時間とするのが相当であると判断する。

なお、請求人は、B工場では午後○時○分からミーティングを行っていたようであるから、昼休みは実質的に○分間であり、しかも、平成○年○月以降は業務多忙となったことから、休憩時間は、同月以降は○分間程度、D分室への赴任後は○分と推測するのが相当である旨主張している。しかしながら、F及びGは、いずれも、B工場では○時間の休憩は取れていた旨を述べているだけでなく、一件記録を精査しても、午後○時○分からミーティングを行っていたことを確認することはできず、また、休憩時間を○分間とすべき客観的な資料も見いだせない。さらに、D分室やH会社の関係者の申述をみても、D分室における被災者の昼休みの様子は明らかではないものの、たとえ業務に多忙を極めていたとしても、昼食も取ることなく、業務に従事し

なければならない合理的な理由を見いだすことはできず、休憩時間が全くなかったものとするのは相当ではないから、その主張を採用することはできない。

イ 前記①の出来事について、請求人は、「平成○年○月ないし同年○月頃、被災者はL E Dの開発等に関する新規プロジェクトのメンバーに選ばれたようである。」旨述べており、当該出来事は、認定基準別表 1 の具体的出来事「新規事業の担当になった、会社の立て直しの担当になった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当すると認められるが、Gが、「被災者はL E D事業の責任者ではなく、また、被災者の業務は、製品をきちんと測定して出荷する仕事であって、プレッシャーの掛かるものではない。」旨述べていることから、新規事業の担当者の1人として加わり、当該新規事業に係る測定部門の業務を担当することになっても、その責任が大きくなったものとはいえないから、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ 前記②の出来事について、請求人は、「被災者は、平成○年○月から同年○月頃、今までしていた仕事とその内容が変わるという話をしていた。今後の海外出張は、E国になるという話であった。被災者は、従前の業務に関する引継ぎとともに、新しいプロジェクトの仕事も同時にしなければならないので、大変だとも言っていた。」、「D分室への転勤の話があった後は、以前よりも忙しくなり、帰宅時間が遅くなってきた。平成○年○月に正式辞令が出た後は、更に遅くなっていった。引っ越し等の準備を含めたIへの出張もあり、被災者はとても忙しかった。」旨述べているほか、L E Dの新規プロジェクトメンバーに選ばれた平成○年○月○日以前とそれ以後の1か月当たりの時間外労働時間を比較すると、監督署長が認定した時間数でみても、(a)平成○年○月○日から同年○月○日まで：8時間50分、(b)同月○日から同年○月○日まで：34時間55分、(c)同月○日から同年○月○日まで：26時間47分であるのに対し、(d)同月○日から同年○月○日まで：40時間3分、(e)同月○日から同年○月○日まで：51時間51分と増加している旨述べている。

一方、Fは、「被災者は入社以来半導体評価の仕事をしてきたが、L E D事業の担当となってからは、慣れない業務であるため、仕事が増えるというよりは、進み具合が遅くなるということはあると思う。測定評価の仕事に変わ

りはないが、LED事業は初めてのことであり、分からないことも多く、メーカーの人にいろいろ聞いているようだった。」旨述べ、Gは、「平成〇年〇月になっても特に多忙といったことはなく、D分室への転勤に向けて準備をしている様子であった。」旨述べている。

これらの申述からすると、入社以来半導体評価の業務を担当していた被災者にすれば、測定評価の仕事であることに変わりはないものの、LEDに係る評価業務は、初めて経験するものであって、不慣れなものであったことがうかがわれ、不安や戸惑いを感じながら当該業務に従事していたものと推認される。また、D分室への転勤を〇か月後に控えた平成〇年〇月になっても、特に多忙ではなかったとされているものの、被災者の時間外労働時間をみると、LEDの新規プロジェクトへの参加を内示されたことを契機として、従前の業務に関する引継ぎやLED事業に係る業務の準備作業に従事したことにより、おおむね〇時間以上増加し、1か月当たり45時間以上になっているものと認められることから、当該出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

エ 前記③及び④の出来事については、いずれも平成〇年〇月の出来事であって、被災者の本件疾病発病後の出来事であることは明らかであるから、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

もっとも、発病後の出来事であっても、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、業務上の疾病として扱うものとされている。

この点、被災者の本件疾病については、上記（1）でみたとおり、平成〇年〇月〇日頃にその症状は悪化したものと認められることから、本件疾病の悪化原因について検討すると、前記③及び④の出来事は、いずれも「生死にかかわる、極度の苦痛を伴う」など心理的負荷が極度のものであるとは認められず、特別な出来事には該当しないものと判断する。また、請求人が主張する被災者の時間外労働時間をみても、悪化直前の1か月間におおむね16

0時間を超えるような極度の長時間労働は認められず、さらに、一件記録を精査しても、前記③及び④の出来事以外の業務に係る出来事についても、特別な出来事に該当する出来事は認められない。

オ 以上からすると、本件疾病の発病に関し、業務による心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事及び「弱」となる出来事がそれぞれ1つあるものの、恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による心理的負荷の全体評価は「中」とであると判断する。また、本件疾病の悪化についても、業務との間に相当因果関係があるものとは判断できない。

(5) 被災者の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(6) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

なお、請求人は、当審査会に対し、平成〇年〇月〇日及びその前後に被災者が同僚等の会社関係者に宛てて送信したメールを取り寄せ、その内容を調査すべきである旨主張しているが、当審査会は、請求人の主張をはじめ会社関係者の申述のほか、一件記録を十分精査した上で、上記のとおり判断したものであって、改めて請求人の主張する資料を収集する必要はないものと判断するところであるから、上記の主張を採用することはできない。

(7) 以上のとおり、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「中」であるから、同人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、また、本件疾病の悪化と業務との間に相当因果関係はなく、本件疾病の悪化は業務上の事由によるものとは認められないから、その死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。